

「令和8事務年度 証券モニタリング基本方針」について

証券取引等監視委員会事務局証券検査課 課長補佐 曾根原 翼
企画係長 北野 盛也
企画係員 蛭川 真衣

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、令和8年7月31日に「令和8事務年度 証券モニタリング基本方針¹」（以下「基本方針」といいます。）を公表しました。本稿では、その概要を紹介します。

○ 基本方針は、証券モニタリング²を実施するにあたり、昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」といいます。）を取り巻く環境、金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更を踏まえつつ策定しており、令和8事務年度における基本方針は、「業態横断的な検証事項」、「規模・業態別の主な検証事項」、「証券モニタリングの進め方」、「関係機関との連携・検査結果の情報発信」の4つのパートで構成されています。

○ 業態横断的な検証事項

業態横断的な検証事項（着眼点）として、次の4つを掲げています。

- ① 顧客の最善の利益を勘案した業務運営や、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘状況等（複雑又はリスクが高い商品の販売に係る対象顧客設定、顧客属性やデジタル・リテラシーに応じた情報提供、合理性のない短期の乗換勧誘の防止等）
- ② システムリスク管理の対応状況（フロントティアAIによる脅威変化を含むサイバーセキュリティ対策及びシステムリスク管理態勢の整備状況等）
- ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る内部管理態勢の定着状況
- ④ 内部管理態勢の実効性確保に係る取組状況（経営陣による内部管理態勢の確立・整備、ガバナンスの有効性、内部監査及び自主規制機関の監査等で指摘された事項への対応状況等）

○ 規模・業態別の主な検証事項

規模・業態別の主な検証事項（着眼点）を【図1】のとおり取りまとめました。詳細については基本方針を参照してください。

¹ 令和8年7月31日公表

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2026/2026/20260731-2.html

² 「証券モニタリング」とは「検査（オンサイト・モニタリング）」と「検査以外で金商業者等に関する情報収集等を幅広く行う活動（オフサイト・モニタリング）」の双方を包含するものです。

規模・業態別の主な検証事項

第一種金融商品取引業者	大手証券会社グループ	- 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 - 売買審査態勢や法人関係情報の管理態勢、引受審査態勢等の内部管理態勢の整備状況	投資運用業者	- 忠実義務違反行為の有無や利益相反管理態勢の整備状況 - 運用の実態把握、運用管理態勢等の状況
	外資系証券会社	- バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況 - 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況	投資助言・代理業者	- 虚偽等の説明による勧誘行為・広告手法 - 助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用した取引等、忠実義務違反行為等の有無
	ネット系証券会社	- サイバーセキュリティ対策、取引時確認等の措置に関する内部管理態勢や売買管理態勢の整備状況等 - 金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、ビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況	第二種金業者、特例業務届出者	高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性
	準大手証券、地域証券会社等	- 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 - 業容の変化に応じた内部管理態勢の構築、新商品導入時の適切な審査やその後のモニタリング、適合性原則への対応等	登録金融機関	- 投資勧誘等の適正性 - 適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況
	外国為替証拠金取引業者	- 広告規制、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況 - ストレステストの実施を含めた決済リスク管理の状況	金融商品仲介業者等	- 投資勧誘等の適正性 - 所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性
			無登録業者	- 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表 - SNS上の広告等への警戒を更に高め、注意喚起を含めた情報発信を一層強化 - クロスボーダー事案について、外国当局と連携し重点的に対処 - 金融庁関連部局、財務局等、捜査当局及び消費者庁等との一層強固な連携

○ 証券モニタリングの進め方

- 証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携し、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定、以下のような状況である場合を中心に検査を実施します。
- ① 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況（無登録業者が業務に直接的又は間接的に関与しているおそれがある場合を含む。）
- ② モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等によりビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先など）
- ③ 取扱金融商品のリスクや分別管理の適切性などについて実態把握が必要な状況
- ・ 検査では、実質的に意味のある検証に努め、必要に応じて営業店への機動的な検査を実施します。また、問題が認められた場合には、その根本原因を究明し、実効性のある内部管理態勢の構築等を促すことにより、再発

防止・未然防止につなげます。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していきます。

○ 関係機関との連携・検査結果の情報発信

- 各財務局等との間で、モニタリングや検査の計画策定から緊密に連携し、必要に応じて合同検査や検査応援を行うことにより、人材の効果的な活用、ノウハウの共有化を図ります。
- 自主規制機関とは引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図り、検査・監査等で検知した内容・問題意識やそれらのフォローアップ状況をタイムリーかつ双方向に共有します。
- 捜査当局及び消費者庁等との間で、無登録業者に係る情報提供や、人事交流・講義実施等により、連携を強化します。
- 検査で把握した問題点や根本原因等を、必要に応じて、金商業者等にフィードバック

を行うとともに、その監査関係者及び社外取締役に対しても講評時等に共有し、改善に向けた自主的な取組を促します。

- 証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集³」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めます。

令和7事務年度

証券モニタリング概要・事例集（令和8年7月）

令和7事務年度

証券モニタリング概要・事例集

令和8年7月

証券取引等監視委員会事務局

³ 令和8年7月31日公表

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2026/2026/20260731-1.html